

事務連絡
令和5年10月2日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度の施行の準備について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年6月17日に公布された 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の一部が改正され、建築物の販売又は賃貸を行う事業者（以下「販売・賃貸事業者」といいます。）に対する省エネ性能の表示の努力義務等を内容とする、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度（以下「本制度」といいます。）については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において施行することとしていました。

令和5年9月13日に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第279号）が公布され、本制度については、令和6年4月1日から施行されることとなりました。

さらに、令和5年9月25日に本制度において表示すべき事項等を規定する「建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）」が公布され、併せて、「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン」を国土交通省ホームページに公表した旨国土交通省より別紙の通り連絡がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙 国土交通省周知依頼文

参考 「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」にかかる特設サイト

<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/index.html>

以上
（事業部：山中）